

中新川広域行政事務組合人事行政の運営等の状況

中新川広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 3 号）第 6 条の規定に基づき、平成 22 年度における中新川広域行政事務組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部項目については、平成 23 年 4 月 1 日現在の状況を公表します。

1 総括

(1) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当り給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 4	千円 17,234	千円 1,682	千円 6,199	千円 25,115	千円 6,279

(注) 1 職員数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の人数です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	一般行政職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中新川広域行政事務組合	44.3 歳	334,800 円	409,400 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当（期末勤勉手当及び寒冷地手当を除く）の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分		中新川広域行政事務組合	富山県
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区分		経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	該当なし		321,600円	369,200円
	高校卒	該当なし		該当なし	384,800円

(注) 前歴がある職員の経験年数は、その前歴年数を一定率で換算しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長	2人	8.7%
5級	課長代理	1人	4.4%
4級	係長、主任	7人	30.4%
3級	主任	13人	56.5%
2級	主事	人	0.0%
1級	主事	人	0.0%
合計		23人	100%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

※派遣による職員の給与は、それぞれ当該町村の給与に関する条例等により支給されています。

中新川広域行政事務組合			国・富山県
1人あたり平均支給額（22年度）	1,385千円		千円
(21年度支給割合)		(22年度支給割合)	
	期末手当	勤勉手当	組合と同じ
6月期	1.25月分	0.70月分	
12月期	1.35月分	0.65月分	
計	2.60月分	1.35月分	
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
	役職加算	5~15%	

(注) 期末手当の月数は、「給料及び扶養手当」を基礎とする月数をいい、勤勉手当の月数は、「給料」を基礎とする月数をいいます。

(2) 時間外勤務手当

支給実績 (22 年度決算)	4,249 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (22 年度決算)	185 千円
支給実績 (21 年度決算)	4,940 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (21 年度決算)	225 千円

(注) 1 平成 22 年度職員 1 人当たり支給年額

$$= \frac{\text{平成 22 年度支給総額 } 4,249 \text{ (千円)}}{\text{平成 22 年 4 月 1 日職員数 (23 人)}}$$

平成 22 年 4 月 1 日職員数 (23 人)

2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(3) その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度と異なる内容
扶養手当	(1) 配偶者 13,000 円 (2) 配偶者以外 ① 2 人まで それぞれ 6,500 円 (そのうち 1 人については、職員に配偶者がいない場合は 11,000 円、扶養親族でない配偶者がいる場合は 6,500 円) ② ① 以外 1 人につき 6,500 円 ③ 満 16 歳年度始めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,200 円を加算	○ 国の制度 (1) 配偶者 組合と同じ (2) 配偶者以外 ① 2 人まで 組合と同じ ② ① 以外 組合と同じ ③ 満 16 歳年度始めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算 ※派遣による職員は、それぞれ当該町村の支給の例による
	平成 22 年度決算額 1,965 千円 支給職員の 1 人当たり 平均支給年額 164 千円	

住居手当	<p>(1) 借家等</p> <p>① 家賃 20,000 円以下の場合 家賃－9,000 円</p> <p>② 家賃 20,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃－20,000 円) /2 (最高限度額 27,000 円)</p> <p>(2) 自宅 2,700 円</p>	<p>○ 国の制度</p> <p>(1) 借家等</p> <p>① 家賃 23,000 円以下の場合 家賃－12,000 円</p> <p>② 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃－23,000 円) /2 (最高限度額 27,000 円)</p> <p>※派遣による職員は、それぞれ当該町村の支給の例による</p>
	<p>平成 22 年度決算額 1,378 千円</p> <p>支給職員の 1 人当たり</p> <p>平均支給年額 98 千円</p>	
通勤手当	<p>(1) 交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 55,000 円/月</p> <p>(2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,600 円～35,000 円</p>	<p>○ 国の制度</p> <p>(1) 交通機関利用職員 組合と同じ</p> <p>(2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000 円～24,500 円</p> <p>※派遣による職員は、それぞれ当該町村の支給の例による</p>
	<p>平成 22 年度決算額 1,336 千円</p> <p>支給職員の 1 人当たり</p> <p>平均支給年額 64 千円</p>	
管理職手当	<p>(1) 課長級 50,000 円/月</p> <p>(2) 課長補佐級 35,000 円/月</p> <p>(3) その他 30,000 円/月</p>	<p>※派遣による職員は、それぞれ当該町村の支給の例による</p>
	<p>平成 22 年度決算額 2,003 千円</p> <p>支給職員の 1 人当たり</p> <p>平均支給年額 501 千円</p>	

寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に毎年 11 月 から翌年 3 月まで支給(上市町派遣職 員) ○ 世帯主である職員 17,800 円 (扶養親族有) 10,200 円 (扶養親族無) ○ その他の職員 7,360 円	※立山町並びに舟橋村は、廃止。
	平成 22 年度決算額 177 千円 支給職員の 1 人当たり 平均支給年額 59 千円	
管理職員 特別勤務手当	管理職手当受給者が、臨時又は緊急 の必要等により土日、祝日、年末年始 に勤務した場合 (1) 6 時間以下 課長級 5,000 円/勤務1回 課長補佐級 3,000 円/勤務1回 (2) 6 時間超 課長級 7,500 円/勤務1回 課長補佐級 4,500 円/勤務1回	※派遣による職員は、それぞれ当該 町村の支給の例による
	平成 22 年度決算額 0 千円	

5 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
一般行政部門	総務	4	4	0	
	その他	0	0	0	
	小計	4	4	0	
公営企業等会計部門	下水道	10	10	0	
	介護保険	8	9	1	欠員補充1
	小計	19	20	1	
合計		22 [25]	23 [25]	1	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(注2) []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	0	0	0	1	6	7	3	2	2	2	0	23
構成比	0%	0%	0%	0%	4.4%	26.1%	30.4%	13.0%	8.7%	8.7%	8.7%	0%	100.0%

(3) 採用の状況（平成23年4月1日付け採用者）

一般行政職 0名

(4) 退職の状況（平成22年度中）

0名

6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

勤務時間	8:30 ~ 17:15
休憩時間	12:00 ~ 13:00

(2) 休暇、休業制度の取得状況

区 分	休暇（休業）期間等（1年あたり）	平成 22 年度の取得状況
年次休暇	20 日	平均 9.9 日
夏季休暇	5 日以内	平均 4.7 日
産前・産後休暇	産前 8 週間・産後 8 週間	取得者 0 人
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間	取得者 0 人
病気休暇	原則、90 日以内	取得者 1 人
介護休暇	6 箇月以内	取得者 0 人
子の看護休暇	5 日以内	取得者 1 人
ボランティア休暇	5 日以内	取得者 0 人
部分休業	子が 3 歳に達する日までの期間で、始業時又は終業時、1 日を通じて 2 時間以内	取得者 0 人

(注) 1 病気休暇、介護休暇、育児休業、部分休業の取得者は、当該年に休暇等を開始した者の人数を計上しています。

7 職員の分限及び懲戒処分 of 状況

(1) 分限処分の状況

平成 22 年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

区 分	降任	免職	休職	降給	合 計
一般行政職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行なわれる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成 22 年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

区 分	戒告	減給	停職	免職	合 計
一般行政職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

8 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条令に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

平成 22 年度における承認は、ありませんでした。

9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

平成 22 年度の職員の研修の状況は、次のとおりです。

研 修 名	人 数
新任職員研修	1 人
中堅職員継続課程研修	1 人
新任係長研修	1 人
現任課長研修	1 人
技術職員研修	2 人
下水道事業経営講習会	1 人
合 計	7 人

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務評定は、制度としては未整備です。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しています。

平成22年度の事業内容は、次のとおりです。

区 分	主 な 項 目	対 象 者 等	実施状況
健康管理	定期健康診断	全職員	13人
	短期人間ドック補助	希望職員	9人
研修事業	ライフプランセミナー	55歳以上の職員	0人

(2) 共済制度の概要

社会保障の一環としての共済制度の概要は、以下のとおりです。

① 機関：富山県市町村職員共済組合

② 事業概要

ア. 短期給付事業・・・病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

イ. 長期事業・・・退職・障害・死亡等に対して、年金又は一時金の給付を行います。

ウ. 福祉事業・・・健康診断などの健康の保持増進事業、貸付けなどを行います。

③ 財源：必要な費用は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によってまかなわれています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成22年度の公務災害又は通勤災害と認定された件数は、次のとおりです。

認定件数	調査・審査結果	
	うち公務災害	うち通勤災害
0件	0件	0件

11 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度において、措置の要求はありませんでした。

12 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度において、不服の申立てはありませんでした。

13 職員の苦情の処理の状況

平成22年度において、苦情の処理はありませんでした。